

# SBL通信 57

税理士事務所 SBL 広報誌

SBL PRESS Issue57

相続号

## TAX TOPICS

# 配偶者の 税額軽減って 本当に有利？

NEWS&INFO  
『この人のこの一曲』  
相続で引き継いだ生命保険  
不動産の贈与と相続対策  
七転び八お記 -昔あった交通事故のお話し③-  
遺言の修正・撤回



八木 正宣

先日、息子のソフトボールの試合がありました。結果は8点リードしてからの、逆転サヨナラ負け。楽勝ムードからの油断が招いた敗戦。コーチをしている自分にも責任があるし、息子もひじ痛で力が発揮できなかった。ショックが大きく、息子ともぶつかりましたが、次回10月リベンジを目指してゼロからスタートです。



田村 奈保子

先日、次女の小学校最後の運動会がありました。生徒数の増加で全立見席となり、弁当も子供だけで教室で食べ、6年生なのに安全面から組体操もなくなりました。すっかり盛り上がりのかける運動会となり、ちょっと物足りなさを感じてしまいました。時代でしょうが、ほんの数年前の長女の時代が懐かしくなりました。



名倉 さつき

最近、朝ごはんにチアシードを入れたヨーグルトを食べています。体质改善、少しずつできているように感じて、喜んでいます(^\_-)-☆



古川 和代

子供と捕まえたザリガニが、脱皮しました。触角の先からハサミまで綺麗に脱皮していて、マジマジと見てしまいました。脱皮した殻をどうするか調べてみると、殻は自分で食べて栄養にするそうです。餌によって、身体が青くなるそうなので、餌を変えて観察してみようと思います。



日浦 遥

昨年11月に第三子となる長男を出産しました。4月から保育所に預けて復帰の予定でしたが、保育士不足により保育所の0歳児クラスが閉鎖となってしまい、在宅勤務させていただいています。事務所には色々と配慮してもらい感謝感謝です。と同時に、人手不足の深刻さを身をもって痛感しました。



谷田 佳子

家庭菜園で今年初めて育てたナスとピーマンが、立派な実をつけました。とても可愛く、嬉しいです!! 我が子もこんなに簡単に育ってくれたらいいのに…。



松倉 陽子

長女のために塾弁を作るようになって3年目になり、レパートリーというよりは、お弁当箱が増えました(笑)。夏期講習は、昼食用と夕食用で2つのお弁当が必要になりますが、何とか頑張りたいと思います。



今井 泰朗

弁護士・医師の活躍を取り上げたドラマは裁判所で「異議あり!」と熱弁したり、オペ室で真剣な眼差しで手術する等、カッコいいシーンがたくさんあります。それに比べると、税理士のドラマや映画って、極端に少ないですよね。テレビ映えしないのは分かりますが、せめて脇役でもいいので、もう少し取り上げてくれてもいいんじゃないかなと思います。



村田 美香

今年の夏は庭で朝顔を育てるため、子供たちに種まきをお願いしました。すると兄はキッチリ種を埋め、それを弟はキッチリ掘り起こす…。4~5日後、弟から逃れた種が7本ほど芽を出しました。きっと強く育つと思います。



米津 真由美

先日20数年ぶりにシンガポールに行ってきた!シンガポールのベイエリアの夜景は、以前にも増して煌びやかで美しく、私を夢心地にさせてくれました(\*≧▽≦\*) だがしかし、その一方で、どこに行っても日本語の通じない事に驚き、更に自分の英語力のあまりの乏しさに茫然自失…。



税理士事務所 SBL  
SBL Tax Accountant Office

〒631-0822 奈良市西大寺栄町3-23 サンローゼビル3階  
TEL 0742-32-1112 FAX 0742-32-1113  
H P <http://sbl-plaza.com> Email [zei-info@sbl-plaza.com](mailto:zei-info@sbl-plaza.com)



# TAX TOPICS

## 配偶者の税額軽減って本当に有利?

配偶者の税額軽減という特例



### シミュレーション結果

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
妻の相続額	1億円	5,000万円	3,000万円	0円
一次相続税額	0円	315万円	441万円	630万円
妻死亡時の相続財産額	1億2,000万円	7,000万円	5,000万円	2,000万円
二次相続税額	1,160万円	320万円	80万円	0円
相続税額計	1,160万円	635万円	521万円	630万円

【前提】  
・相続財産..1億円  
・相続人..配偶者、子2人計3人  
・配偶者の固有財産..2000万円

回答  
「配偶者が相続した財産については相続税がかからない」という特例は、配偶者の税額軽減という特例のことですね。被相続人の配偶者が相続した場合は、次のいずれか多い金額まで相続税が発生しません。

夫が他界しました。夫の遺産は約1億円、相続人は妻である私と、息子2人の合計3人です。「配偶者が相続した財産については相続税がかからない」と聞きました。夫の遺産のすべてを私が相続した場合、相続税は払わなくてもよくなります。とても有利に思えるのですが、今後には問題はありませんか?

### 相談事例

「配偶者が相続した財産については相続税がかからない」という制度があります。  
一見とても有利に感じる制度ですが、長い目で見た場合、本当に有利となるのでしょうか。

① 1億6000万円まで  
② 配偶者の法定相続分相当額  
ご質問の場合には、ご主人の遺産が1億円ということですから、1億円すべてを奥様が相続された場合には、確かに相続税は課税されません。  
この特例を受けるためには、以下の手続きが必要です。  
① 相続税の申告書を提出する。  
② 戸籍謄本、遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し及び相続人全員の印鑑証明書(原本)を提出する。  
一方で、夫婦という同一世代間で配偶者の税額軽減は、「残された配偶者の生活保障のため配偶者が相続した財産のうち一定額まで相続税を課税しない」という制度です。

の財産の移転であるため、近いうちにもう一度相続税を課税する機会がある、という側面もあります。すべて奥様が相続されることが本当に有利となるのかどうか、検証してみましょう。

### 相続財産額別の相続税額

相続財産額別  
・相続財産..1億円  
・相続人..配偶者、子2人計3人  
・配偶者の固有財産..2000万円

この前提で一次相続時に妻が相続する財産額を4つのパターンに分けて考えてみましょう。

ケース① 1億円  
ケース② 5000万円  
ケース③ 3000万円  
ケース④ 0円

一次相続に限つていえば、ケース①のように奥様が全財産を相続した場合が最も有利となります。

しかし、奥様の相続発生時(二次相続)の相続税額まで考えると、税負担は①が一番重くなっています。これは二次相続の際の財産額が大きく、高い税率が適用されてしまうためです。

この事例では、一次相続と二次相続をあわせて税負担が一番少なくなるのは、ケース③の奥様が3000万円(30%)相続した場合という結果になりました。

ただし、二次相続といふのはいつも財産は増減しないことを前提にし、子供に多く移転しておくことでトータルでの税額を減らすことにつながります。実際に様々な相続対策が検討・実行でき、二次相続の税負担を減らすことは可能です。

最初の相続において、配偶者がたくさんの財産を取得せず、子供に多めに移転しておくことでトータルでの税額を減らすことにつながります。相続まで時間がある場合には、その間に様々な相続対策が検討・実行でき、二次相続の税負担を最小限に抑えることは可能です。



契約者と被保険者が異なる

契約において、保険期間中契約者が死亡した場合、税金はどうなるのでしょうか。

事例を通じて考えてみま

「生命保険契約に関する権利」とは

「生命保険契約に関する権利」とは、被相続人が被保険者ではなく、被相続人以外の人が被保険者の場合に、被相続人が契約者としてその保険料を負担している場合の「被相続人が金額」のことをいいます。

被相続人が契約者としてその保険料を負担している場合の「被相続人が金額」のことをいいます。

# 相続で引き継いだ生命保険 税金はどうなる？

## 相談事例

相談者のAさんの父Bさんが亡くなりました。父Bさんは生前、Aさんを被保険者とする養老保険を契約し、保険料を支払っていました。父Bさんの死亡に伴い、Aさんはこの養老保険を引き継ぎ、契約者を自分（Aさん）に変更しました。

このように、相続により生命保険の契約者を変更した場合の税金はどうなるのでしょうか？

## 契約を引継ぎ、相続税の対象に

契約者と被保険者が異なる契約において、保険期間中に契約者が死亡した場合は、新しく契約者となつた人が契約の権利を引き継ぐことになります。

今回のケースでは、父Bさんが亡くなつた後、Aさんに契約者を変更していますので、Aさんが契約を引き継ぎ、「生命保険契約に関する権利」として評価された金額が相続税の課税対象となります。



## 当初の契約

- ・契約者：父Bさん
- ・被保険者：Aさん
- ・死亡保険金受取人：父Bさん
- ・満期保険金受取人：父Bさん

## 引継ぎ後の契約

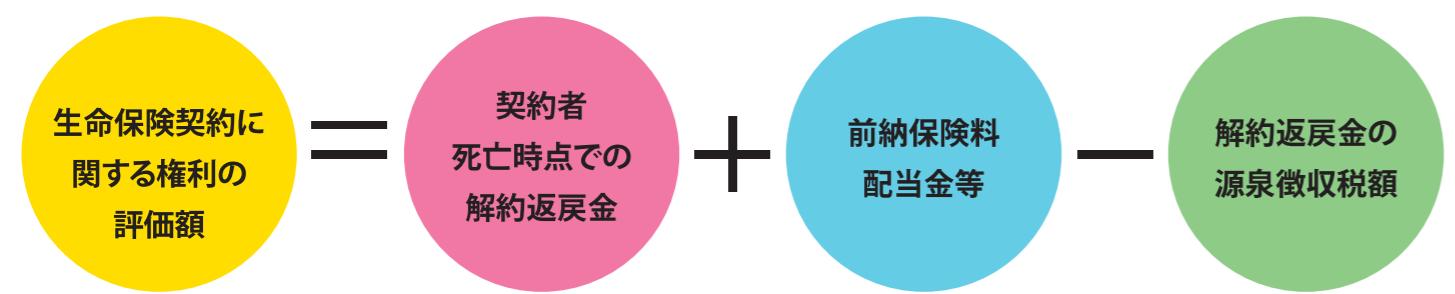
- ・契約者：Aさん
- ・被保険者：Aさん
- ・死亡保険金受取人：Aさんの妻
- ・満期保険金受取人：Aさん

契約者が死亡した時点での解約返戻金の額が、生命保険契約に関する権利の評価額となります。

解約返戻金の他に受け取った前納保険料の金額、配当金等がある場合はこれらの金額を加算し、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所

得税の額に相当する金額がある場合には、当該金額を控除した金額となります。

生命保険契約に関する権利の評価額とは



## 保険に関する調査の見直し (死亡による契約者変更の場合の 調査の創設)

そこで、この問題を解決するためには、平成27年度税制改正において、「保険に関する調査の見直し」が盛り込まれました。

契約者と被保険者が異なるケースで契約者が先に死亡した場合、その時点では保険金が支払われるわけではありませんため、生命保険契約に関する権利について相続税の申告がもれることがあります。

生命保険契約の契約者が死亡したことにより、契約者の変更の手続きを行った場合には、その変更の効力が生じた日の属する年の翌年1月31日までに、保険会社から「一定の事項」を記載した支払調書が所轄税務署長に提出されることになりました。この改正は、平成30年1月1日以後に変更の効力が生ずる場合について適用されます。

## 一定の事項(記載される内容)

- ・変更前後の契約者の情報(氏名、住所等)
- ・変更前の契約者が死亡した日
- ・変更の効力が生じた日
- ・変更前の契約者が死亡した日もしくは変更の効力が生じた日の解約返戻金相当額(解約返戻金相当額が100万円以下の場合は、調査の提出はなし)
- ・保険料の総額、および変更前の契約者が払い込んだ保険料の金額

いて把握できるようになります。

しかし、相続人となる家族が契約者の変更や相続税の申告といった必要な手続きをもらさないよう、日頃から契約内容の確認をしておきましょう。

# 早期贈与で収入移転額をより大きくしましよう

## 相談事例

不動産賃貸業を営んでる父は、賃貸マンションや金融資産をそれなりに保有しています。相続対策として、子や孫に毎年現金を贈与していますが、不動産収入が継続的に入るため、なかなか金融資産は減りません。

何か良い方法はありませんか。

## 回答

継続的に所有不動産からの収入がある方にとつて、現金贈与による税金対策は『焼け石に水』でしかない場合もあります。

不動産収入を上回る金額を贈与すれば、財産を減らすことは可能です

が、今度は贈与税の負担ばかりが大きくなってしまいます。

そこで発想の転換。不動産収入を減らすことを考えてみてはいかがで将来の収入を無税で贈与できるしよ

うか？  
収入を減らすといつても、入居者から頂く賃料を減らしたり、賃貸止めたり、本当に入ってくる収入を減らしてしまっては本末転倒です。  
そうではなく、子や孫へ現金を贈与する代わりに、将来の不動産収入の元となる資産を贈与してしまうのです。

## 不動産を贈与すると…?

具体例で見てみましょう。

・賃貸マンション	
年間収入	1,200万円(税引後手取額700万円)
建 物	固定資産税評価額 3,500 万円
土 地	固定資産税評価額 10,000 万円
相続税自用地評価額	12,000 万円
借地権割合	50%
借入金残高	0 円

・相続時精算課税制度を利用して、上記賃貸マンション(建物)を子へ贈与。  
・贈与から10年後に父死亡。  
・相続人は母、子2人。

※1 法定相続分により相続した場合の相続税で 贈与税額控除前	賃貸マンションを 贈与	毎年手取り額 700万円を贈与
	2,450 万円	
賃貸マンション		
上記の敷地	12,000 万円	10,200 万円
その他の財産	8,000 万円	8,000 万円
3年内加算		2,100 万円
相続時精算課税財産	2,450 万円	
課税価格	22,450 万円	22,750 万円
相続税※1	1,656 万円	1,694 万円
贈与税※2	0 円	880 万円
納税額合計	1,656 万円	2,574 万円

表が示すように、賃貸マンションを贈与しても、毎年現金を贈与しても、毎年700万円が子の懐に入るといふことに変わりありませんが、10年間に支払うべき税額の合計には918万円もの差が生じる結果となりました。

# 不動産の贈与と相続対策

将来的な収入を無税で贈与できる  
収入のある不動産の贈与には  
「その物件から将来的に生ずる収入を、無税で贈与できる」という効果があります。

また、子の方が適用される所得税率が低い場合には、所得税負担が軽減されることもあるでしょう。

## 贈与するのは「建物のみ」

不動産収入の贈与のポイントは、該当不動産全てを贈与するのではなく「建物のみ贈与することです。

敷地を評価する際には、原則として貸家建付地割合を控除することができます。

また、賃貸マンションの建築に係る借入金の残債がある場合にも注意が必要です。賃貸マンションの贈与とともに借入金も引き継いだ場合には、負担付贈与に該当します。

負担付贈与の場合には、受贈者は時価により贈与税課税され、また、贈与者は時価で譲渡したものとみなして譲渡所得税が課税されます。

賃貸物件の贈与は、贈与から相続開始までの期間が長ければ長いほど、移転できる不動産収入が多くなり、贈与による効果が大きくなります。

物件の利回り、敷地の相続税評価額、建物の取得に係る借入金の有無などを考慮し、的確な物件を選定することで、大きな税効果が期待できます。

ただし、土地の評価に当たっては注意が必要です。賃貸マンションの敷地は、本来なら貸家建付地評価として評価額から一定額控除できます。

しかし、「建物名義が子、土地名義が父」の場合で、その土地の使用対価が無償であれば、使用貸借となりますが、無償であります。賃貸マンションの敷地評価額から一定額控除できます。

不動産がありますが、相続税資金がないので、売って資金に充てたいと考えています。買い手が見つかりにくく、売却の難しい土地とは、どういった土地でしょうか。

不整形地  
・不整形地とは、長方形や正方形といった四角形ではない土地をいいます。

「売却が難しい土地」は、一般的に建築物を建築しにくい、もしくは建築できない土地や、建物を建築する際の費用が高額になる可能性がある土地をいいます。

「売却が難しい土地」は、一般的に建築物を建築しにくい、もしくは建築できない土地や、建物を建築する際の費用が高額になる可能性がある土地をいいます。

土地を売却することを希望している場合には、早めの準備が望まれます。土地の売却で得る収益を、相続税の納税や将来の計画の資金源として期待しているはず。

特に、相続人が相続後すぐにその土地を売却することを希望している場合には、早めの準備が望まれます。土地の売却で得る収益を、相続税の納税や将来の計画の資金源として期待しているはず。

では、いったいどのような土地が、「売却が難しい土地」なのでしょうか。

「売却が難しい土地」は、一般的に建築物を建築しにくい、もしくは建築できない土地や、建物を建築する際の費用が高額になる可能性がある土地をいいます。

土地を売却することを希望している場合には、早めの準備が望まれます。土地の売却で得る収益を、相続税の納税や将来の計画の資金源として期待しているはず。

では、いったいどのような土地が、「売却が難しい土地」なのでしょうか。

# 遺言の修正・撤回

衣食住の生活最低限の行為ができる、他人に頼りきりの生活である。自由でいることのありがたさは、身をもつて知ることになった。

毎日いわゆる床ずれでとにかく腰が痛い。何時間かおきに看護士さんに腰にクッションの位置を変えてもらう。排便も看護士さんに頼らなければならず、お姉さんのような若い看護士さんに取つてもらうことも少なくなかつた。最初は恥ずかしさでいっぱいだつたが、どうしようもないでの、そんな気持ちは次第になくなつた。

何より行動範囲が限られ、ベッドの上で24時間過ごす毎日だ。毎日数回の点滴があり、その間はじっと待つていいないといけない。

点滴の針を血管に刺しそぎて、両手の血管はすぐに使えなくなり、両足首の血管から点滴を取つてている状況だ。

遺言を作り直した場合、遺言の効力はどうなるのでしょうか。また、作り直す場合は、前回と同じ要式で作らなければならぬのでしょうか。

**同じ要式でなくともOK**

既にある遺言を作り直す時は、前回と同じ要式で作る必要はありません。

例えば、前回作成した遺言が公正証書による遺言であつた場合でも、自筆証書遺言によつて作り直すことも可能です。

**重なる部分は**

**古いものを「撤回」**

遺言を作り直すことにより「撤回」という効力が生じます。既に作成した遺言をすべて撤回する方法だけではなく、一部を変更することも可能です。

遺言の内容を撤回する場合は、新たに作成する遺言に、撤回する箇所（既に作成した遺言の全文又は一部）を特定した上で、「これを撤回する」と明確に記載するのが、最も望ましい方法です。

明確に「撤回する」という言葉を用いないくとも、新たに作成された遺言が前に作成した遺言と内容が抵触した場合には、その抵触する部分について

「撤回したもの」とみなされます。

しかし、やはりここは撤回の意思を明確にするためにも、「いつ作った遺言のどの部分を撤回するか」をきちんと明確にした上で、新たな遺言を作るとよいでしょう。

**新しい遺言が優先**

上述のように、複数の遺言の内容が抵触する場合には、後の日付の遺言が優先されますが、もちろんその際には、後の日付の遺言が有効なものでなければ、撤回の効力は生じません。また、日付の異なる複数の遺言があつた場合に、それぞれ遺言の内容が抵触しなければ、すべての遺言が有効となります。

遺言を書き直したり、遺言と異なる処分を生前に行つたりした場合は、十分に留意が必要です。

大切なご家族のためにも、また、きちんと遺言者の希望を叶えるためにも、遺言作成の際は専門家にご相談されることをお勧めいたします。

(引用・参考文献:MyKomon)

## CONTENTS

- 02 NEWS & INFO  
この人のこの一曲
- 03 TAX TOPICS
- 04 相続で引き継いだ生命保険

- 06 不動産の贈与と相続対策
- 07 七転び八お記
- 08 遺言の修正・撤回
- 09 編集後記

# 七転び八お記 -昔あった交通事故のお話し③-

衣食住の生活最低限の行為ができる、他人に頼りきりの生活である。自由でいることのありがたさは、身をもつて知ることになった。

毎日いわゆる床ずれでとにかく腰が痛い。何時間かおきに看護士さんに腰にクッションの位置を変えてもらう。排便も看護士さんに頼らなければならず、お姉さんのような若い看護士さんに取つてもらうことも少なくなかつた。最初は恥ずかしさでいっぱいだつたが、どうしようもないでの、そんな気持ちは次第になくなつた。

何より行動範囲が限られ、ベッドの上で24時間過ごす毎日だ。毎日数回の点滴があり、その間はじっと待つていいないといけない。

点滴の針を血管に刺しそぎて、両手の血管はすぐに使えなくなり、両足首の血管から点滴を取つてている状況だ。

**相部屋での生活**

最初いた個室から移動した相部屋には全部で6つのベッドがあった。整形外科の相部屋であったので、比較的元気な同居人が多かった。

この相部屋で様々な年齢、境遇の人たちと交流を持てたことは、20歳の僕にとっては刺激的で学ぶことも多かったろう。

狭い病室・病棟の中で24時間のうち寝る時間と点滴、食事以外の時間を

**空っぽの時間のプレゼント**

息つく間もなく、仕事や家庭のことで、一日を目まぐるしく過ごす大人は多いだろう。20歳頃の僕でも事故の前には、学校やアルバイト、クラブ活動などに明け暮れていた。

一人で空っぽの時間が持てた入院生活の2ヶ月間は、交通事故というアクシデントが与えてくれたプレゼントのようなものだ。(八木)

集中治療室を出て、個室に移つてからも、足、手、口腔の手術が順次行われていった。その間は管から流動食、管から尿の排泄といった具合に、体にはたくさんの中につながれていた。

衣食住の生活最低限の行為ができる、他人に頼りきりの生活である。自由でいることのありがたさは、身をもつて知ることになった。

若い年齢であったことと、点滴のおかげで、主治医の先生も驚くほど回復のスピードが速く、事故直後には倍ぐらいになっていた顔の腫れも引いていた。

管が一つ取れ二つ取れ、流動食から固形食になり、松葉づえと車いすでベッドから出れるようになつて行った。出される食事は栄養バランスがよく、加えて差し入れの食べ物もしつかり食べた。

通常骨折で入院すると瘦せてしまふらしこが、体重も減らず、すこぶる体調は良くなつていった。

その後までクリアするまで徹夜でやつた。日々コツコツできない性格の僕にして物事に集中する。その間は周りが見えなくなる。文庫本などの本は一冊読みがはやつていた。僕も集中してたくさん本を読むことができた。

元々僕は集中型の人間だ。徹底して物事に集中する。その間は周りが見えなくなる。文庫本などの本は一冊読みがはやつていた。僕も集中してたくさん本を読むことができた。

その同居人の間で文庫本のまわしが最後まで読み切る。テレグムも最後までクリアするまで徹夜でやつた。日々コツコツできない性格の僕にして物事に集中する。その間は周りが見えなくなる。文庫本などの本は一冊読みがはやつていた。僕も集中してたくさん本を読むことができた。

過ごさなければならない。同室の患者さんは、同居人と呼ぶに相応しい。退院後交流することはなかつたが、その時に聞いた身の上話などは今まで克く覚えている。

## 身動きできない日々

## スピード回復

過ごさなければならない。同室の患者さんは、同居人と呼ぶに相応しい。

退院後交流することはなかつたが、その時に聞いた身の上話などは今まで克く覚えている。

その同居人の間で文庫本のまわしが最後まで読み切る。テレグムも最後までクリアするまで徹夜でやつた。日々コツコツできない性格の僕にして物事に集中する。その間は周りが見えなくなる。文庫本などの本は一冊読みがはやつていた。僕も集中してたくさん本を読むことができた。

その同居人の間で文庫本のまわしが最後まで読み切る。テレグムも最後までクリアするまで徹夜でやつた。日々コツコツできない性格の僕にして物事に集中する。その間は周りが見えなくなる。文庫本などの本は一冊読みがはやつていた。僕も集中してたくさん本を読むことができた。